

千葉労働局からのお知らせ  
労働保険料の申告・納付は、  
お早めに  
(期間は6/1~7/10まで)

## 【事業主の皆さまへ】

年度更新の手続きは、平成24年度の概算保険料を精算する「確定申告」と平成25年度の見込み保険料(概算保険料)を申告するものです。

申告・納付は、最寄りの金融機関を通じてお早めに手続して下さい。保険料の納付は、申請により口座振替が可能です。

労働保険、年度更新に関してご不明な点がありましたら、千葉労働局労働保険徴収課までお問い合わせ下さい。

(☎043・221・4317)

◎詳しくは、厚生労働省HPの「年度更新」、「口座振替」に関するお知らせページからもご確認いただけます。

ちばエネルギーエコ宣言事業者登録制度が創設されました

## 【制度の目的】

千葉県が省エネルギー対策や再

生可能エネルギーの導入等に積極的に取り組む事業所を「ちばエネルギーエコ宣言事業所」として登録し、その取組を広く紹介することを目的としています。

※事業者が製造する製品やサービス自体を千葉県が認定するものではありません。

## 【登録事業所募集】

県内にある本社、支店などの事業所において、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を既に実施している、又はこれから実施する予定の事業者の皆様を対象に「ちばエネルギーエコ宣言事業所」への登録を募集しております。

## 【第1回募集期間】

平成25年4月1日~9月30日(当日消印有効。第2回目以降の募集期間は千葉県HPにおいてお知らせします。)

## 【応募先・問合せ先】

千葉県環境生活部環境政策課温暖化対策推進班  
(☎043・223・4139)

県内で自動車を30台以上使用している場合の届出について

## 【提出する報告書等の確認】

▼千葉県内で自動車※を30台以上使用している場合、千葉県環境保全条例に基づく①自動車環境管理計画書(未提出の場合)、②自動車環境管理実績報告書(毎年提出)、③自動車環境管理者選任(解任)届出書の提出が必要です。

県内で使用する自動車とは、自動車検査証上で「使用の本拠の位置」が千葉県内である自動車です。提出は法人単位であり営業所や支社の単位ではありませんので、ご留意願います。

また、千葉県内のNOx・PM対策地域内(県北西部の16市)で自動車を30台以上使用している場合は、別途①自動車使用管理計画書(未提出の場合)、②自動車使用管理状況報告書(毎年提出)の提出が必要です。

※軽自動車、二輪車、被けん引車及び特殊自動車は除きます。

▼その他、千葉県内で使用する自動車が30台未満になった場合は、「特定事業者非該当届」の提出をお願いしております。30台未満になった場合は、ご連絡をお願いします。(注)従前より30台未満であり、届出対象ではない場合は提出の必要はありません。

## 【様式の入手方法】

▼千葉県環境生活部大気保全課のHPよりダウンロードして下さい。インターネットを利用できない場合は、千葉県大気保全課自動車公害監視指導班(☎043・223・3557)にご連絡願います。

## 【報告書等の提出】

▼電子申請：ちば電子申請サービス(千葉県庁HP「オンラインサービス」から「電子申請サービス」)  
▼持参：提出部数2部。  
▼郵送：提出部数2部。内1部は受領印を押して返却しますので、規定料金分の切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。

〒260・8667  
千葉県千葉市中央区市場町1・1  
千葉県環境生活部大気保全課自動車公害監視指導班

【平成24年度実績の報告期限】  
▼上記「自動車環境管理実績報告書」及び「自動車使用管理状況報告書」の提出は、平成25年7月1日までとなっております。

◎詳しくは、千葉県環境生活部大気保全課自動車公害監視指導班までお問い合わせ下さい。  
(☎043・223・3557)